

**(厚労省)**

## **全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会**

**会長 大西 圭一**

日頃より、障害のある子供たちの福祉の増進にご支援いただいておりますことに感謝申し上げます。障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正等の法整備を経て、平成26年1月20日に国は「障害者の権利に関する条約」を批准いたしました。障害者の権利の実現に向けた取り組みへの強化と人権尊重についての国際協力が一層推進されることが期待されます。障害のある子供たちが住み慣れた地域において、必要な時に必要な支援や福祉のサービスを受けることができ、社会参加の実現と自己肯定感を育てながら生活できますことを願い、下記の要望をさせていただきます。

### **1. 相談支援事業の拡充等**

- (1) ライフステージに応じた一貫した支援を行うためには、保護者、教育関係者、福祉関係者、医療関係者をはじめとする支援者が相互に意見交換を図りながら情報を共有し、障害のある当事者とともに共通した目標を持つことが重要です。そのためにも、生育記録、支援計画、指導記録等を盛り込んだ支援ファイルや拡大版母子手帳等を有効に活用していくよう推進してください。
- (2) ノーマライゼーションの理念に沿って、地域での生活を支援するため、自立支援協議会を中心に相談事業を拡充し、就労や日中活動へ通う障害者のグループホームの生活の場を確保してください。また、地域生活への移行を目指している障害者やグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも単身での生活を望む方もいます。一人暮らしに近い形態のサテライト住居という仕組みをはじめ、多様な住まいの場が可能になりますよう相談支援体制の拡充をお願いいたします。

### **2. 専門家の指導・支援の拡充**

- (1) 障害のある子供を育てている保護者にとって、子育てに対する不安は大きく、健康面の心配、生活リズムの調整、きょうだい児のかかえる課題等、日々困難と向き合って生活しています。地域の支えあいの中で安心して暮らすことができるよう、教育と福祉の連携をさらに推進していただきますようお願いいたします。
- (2) 特別な支援が必要となる可能性のある子どもやその家族には、安心して相談できる場所や柔軟できめ細やかな対応が必要です。そのためには、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、臨床心理士等の専門家による相談・支援体制の構築を図ることが求められています。どの地域においても格差なく推進されますようお願いいたします。

### **3. 放課後・余暇・長期休暇の充実**

放課後等デイサービス事業の拡充により、子供たちの放課後や余暇、夏休み等の長期休暇における社会との交流促進、生活能力の向上のための訓練を提供いただいております。たいへん有意義に利用させていただいております。が、学校・事業所・保護者間での行き違いや課題も少なからず発生しています。放課後等デイサービスを提供する事業所が、その支援の質の向上のため

に留意しなければならない基本的事項を示している「放課後等デイサービスガイドライン」の普及を促進し、学校・事業所・保護者がそれぞれの立場で基本的事項を確認し合い、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ってくださるようお願いいたします。

#### 4. 就労への支援の充実

卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関と連携を強化し、生徒の就労を促進できるようお願いいたします。また、企業や関係行政機関等での実習やチャレンジ雇用の機会を増やすとともに、職場定着への支援も推進していただきますようお願いいたします。

#### 5. 災害時の避難所について

東日本大震災以降も、全国各地でさまざまな災害が発生し、住宅の損壊、二次災害の危険によっては自宅を離れ、安全な場所への避難を余儀なくされている実情があります。知的障害のある子供たちの多くは、人が密集する場所での避難生活は、心身両面から困難です。あらゆる方が被災する災害時に、障害特性からの配慮を声に出すことを控える家庭も多く、車中避難を選択するケースが多々あります。「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の中でうたわれているように、福祉避難所の設置はもとより、指定避難所内の福祉避難室の計画的な設置をさらに加速して推進していただくようお願いいたします。